

2026 年 8 月 17 日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

コミュニティーユニオン東京江戸川支部
執行委員長 木城 幸二
東京都江戸川区中央 3-23-1

東京地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申立て

8 月 5 日開催の東京地方最低賃金審議会が、時間額 1,280 円を決定し東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てます。

現在の時間額 1,226 円に物価上昇分として 54 円（引き上げ率 4.4%）引き上げて 1,280 円は、1 ヶ月働いて約 19 万円、1 年で 230 万円、これで暮らしを支えることはできません。

最低賃金は、8 時間働けば人間らしい暮らしが出来る賃金です。答申は、暮らしを顧みず、物価上昇分のみの引き上げです。相次ぐ物価値上げで 1 万円札が直ぐに無くなってしまいます。厚生労働省の調査でも「生活が苦しい」と答えた人が、過去最悪の 6 割となっています。私たちの暮らし向き調査では、時間額 2,000 円以上は必要です。答申の額では、長時間労働、ダブル、トリプル労働を強いることになります。昨年の賃金引上げを、ペースダウンさせることは、労働者の暮らしを顧みず、個人消費を冷え込ませ景気回復につながりません。

組合員の多くは、最低賃金ギリギリで働く非正規雇用やケア労働者、パートで働く年金受給者で、最低賃金額に左右されています。

最低賃金は、時間額で決めています、家賃や水道光熱費などは月ぎめです。暮らしを維持するためには、時間額と合わせて日額、月額での規制が必要です。

記

- 1, 現行法制下においても早期に全国平均 1,500 円以上となるよう、東京では今すぐに 2,000 円以上となる大幅な引き上げ改定を審議・答申するよう求める。
- 2, 審議会・専門部会の全面公開と公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施することを求める。

以 上